

新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起（一）

大会執事活動委員会

主イエス・キリストの御名を崇めます。

この数週間、新型コロナウイルスによる感染症の発生が報じられ、国内でも数例の感染事例が公表されています。

この新しい感染症について、不確かな情報に基づいていたずらに不安をあおるようなことは避けなければなりません。しかし、日本では毎年この時期に、インフルエンザ感染への注意喚起がなされていますので、ある程度の常識的な感染予防措置をもって備えることは、不特定多数が定期的集まる教会にあって、無駄ではありません。

常識的な事ですが、以下に記す諸事項にご留意くださるようお願いいたします。教会内外の方々の健康にも配慮しつつ、落ち着いた適切な行動をとることができるように願っています。

【一般的な衛生対策】

咳エチケット（マスク・ティッシュの使用、咳の後の手洗いの励行など）に配慮し、手洗いを心がけましょう。教会受付など人の集まる入り口に、手指消毒用のアルコールを設置しましょう。

【体調不良の場合】

体調不良の場合は、無理をせずに、礼拝の参加の自粛をお願いします。具体的には、咳、発熱、呼吸困難ですが、特に、咳や37.0℃以上の発熱などの風邪症状がある人は当面の間、安静を第一にして、体調の回復を優先的に考え下さい。

【マスクの使用】

体調に不安がある場合は、礼拝中でもマスクの着用は許されると考えます。

【聖餐式の準備と配餐の担当者】

聖餐式のパンと杯を準備する執事と、配餐する長老、司式する教師は、必ず準備と礼拝前に十分に手を洗いましょう。

【今後の対応】

なお、今後の推移を見守りますが、行政から集会などの自粛要請があった場合は、その対応を検討いたします。

この感染症に伴う医療関係者と行政関係者の働きを支え、感染した方々の回復と事態の収拾を、主に祈り求めます。

主に在りて

新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起（二）

大会執事活動委員会

主イエス・キリストの御名を崇めます。

当委員会からは既に、2月8日（土）「新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起」の文書を送らせて頂きました。それから数週間経ちますが、新型コロナウイルスによる感染の拡大が報道されており、終息の道筋はまだ明確ではありません。

今回の感染症の拡大にあつて、「教会」は不特定多数が定期的集まる場所ですから、社会的責任の側面からも、慎重に感染予防措置をもって備えることは大切であると考えます。前回の「注意喚起」で記しましたように、まずは常識的な範囲で、感染症の予防に努めるようにお願いします。その上で、医療関係者や専門家の助言、行政からの情報にも耳を傾けましょう。また、いたずらに不安を煽ったり、誤った差別的言動に陥らないように、冷静な対応を心がけたいと願います。

この時期に、改めて、確認の意味もこめた「注意喚起（二）」として、以下の事柄を記させていただきます。

1. 教師へのお願い

教師は、牧会上、高齢者や病者の方々など、多くのリスクのある方々と接します。公的礼拝のみならず、葬儀・結婚式、病床訪問、面談などから、教師自身が感染することもあります。それだけでなく同時に、教師自身が感染源となる可能性もあります。そのことを、教師自身も留意しておく必要があると考えます。

常識的なことですが、この時期に、次のようなことも大切です。

- ・ 日常生活の健康管理、手洗い等の公衆衛生に気をつけること。
- ・ 発熱など体調不良の場合には休むこと。
- ・ 不必要な外出（移動）を避けること。
- ・ 教会全体に、牧会的な配慮をもって、感染症の予防と対応を伝えておくこと。
当委員会の「注意喚起（一）」や、医療関係や行政の情報や指示も参照。

2. 各個教会（小会・伝道所委員会）へのお願い

- ・この時期の教会の行事の開催については、社会的な責任を考慮しつつ、開催の可否を含めて検討し、行う場合には感染症予防の措置を講じつつ行いましょう。
- ・感染者が教会員や礼拝出席者に発生した場合、迅速に対応することが必要です。そのために、各個教会で、事前に、感染者が発生した場合の（教師が感染した場合も含めて）、礼拝（聖餐式含む）や集会等の対応の手順を考えておくことが望ましいと考えます。また、教会員以外では、客員・求道者・不意の来会者の連絡先を、個人情報保護に配慮しながら、連絡を取るために、万一に備えて把握しておきましょう。

3. 教会の姿勢

今回の感染症の終息の道筋が見えない不安が募る中で、「教会」は、人間の尊厳を尊重し、互いの心身を配慮し、助け合いながら、起こって来る事態に冷静に対処することを心がけたいと思います。そして、人々が、「疲れた者、重荷を負う者は、だれでもわたしのもとに来なさい。休ませてあげよう」との主の御声に信頼して、主の憩いに与ることのできる場でありたいと祈り願います。

感染した方々の治癒と事態の一日も早い収拾を、主に祈り求めます。この感染症に伴う医療関係者と行政関係者の献身的な働きが用いられ、支えられますように。

「あなたの重荷を主にゆだねよ

主はあなたを支えてくださる。

主は従う者を支え

とこしえに動揺しないように計らってください。」（詩編 55:23）

主に在りて

新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起(三)

— 小会・執事会、伝道所委員会の皆様へ —

大会執事活動委員会・大会常任書記団

「彼の受けた懲らしめによって、わたしたちに平和が与えられ、
彼の受けた傷によって、わたしたちはいやされた」(イザヤ 53:5)

はじめに

先週から主の受難を覚えるレントの季節に入りました。先日、当委員会から、「新型コロナウイルス感染症に伴う注意喚起(二)」の文書を送らせて頂きました。これは、「注意喚起(一)」の文書と同様に、感染拡大に伴う常識的な範囲での予防に関する「注意喚起」の内容でした。

【「注意喚起(三)」の目的】

今回の「注意喚起(三)」の文書は、この事態に教会が具体的にどう対処すればよいか、小会・執事会、伝道所委員会が祈りつつ判断する際の、具体的な情報や判断材料を提供することを目的としています。

長老主義政治をとる改革派教会では、主日礼拝や諸集会についての最終的判断は、原則として各個教会(小会)と伝道所委員会(宣教教師)に託されている、と当委員会は理解しています(教会の自治権)。ですから、今回の事態についても、それぞれの教会・伝道所の信仰的熟慮に基づく主体的判断を最大限に重んずべきと考えます。今回の「注意喚起(三)」は、それぞれの教会・伝道所の信仰的判断と決断のために、少しでも資することができればと願ってのものです。また、今回の「注意喚起(三)」は、当委員会の任務を超えた内容を含むため、大会常任書記団と共同で発行いたしました。

【「注意喚起(三)」の留意点】

今回の感染症対策を考える場合、①各地域での感染症の広がり具合とそれに対する感度の温度差、②各個教会・伝道所の人数規模・建物・構成年齢層等の相違、③感染症状況の推移の予測の困難さがあり、対策を全国一律的に捉えることができない難しさがあります。

その意味でも、各個教会(小会)と伝道所委員会(宣教教師)が、刻々と推移してゆく状況に、常に新しい情報を収集しつつ、祈りと信仰的熟慮をもって、それぞれの現場で対応してゆく必要があります。その場合、医療関係者や専門家の助言、近隣教会や中大会との相談も手助けになるでしょう。

しかし、そこで根本的に大切なのは、今回の事態を、神からの事柄として受けとめる教会の信仰的姿勢を整え、深めることではないかと考えます。今後の感染拡大によっては、礼拝に共に集うことができない非常事態も起こるかもしれません。しかし、その事態の中にあっても、教会は、「礼拝共同体」として、〈どのように共に神を礼拝し、どのように共に神と人に仕える可能性があるのか〉と、主に祈り求めます。そこでこそ、教会は、この試練に練り清められながら、改めて「主の恵み」を覚え、「キリストの体なる教会とは何か」を、主御自身から示されてゆくのではないのでしょうか。

今回の「注意喚起（三）」では、そのような主への信頼の中で、各個教会（小会）と伝道所委員会（宣教教師）が、現状を冷静に認識し、信仰的な判断をもって、対策の道筋を立てるための材料を提示したいと考えました。その内容は、以下の通りです。

A. 今、必要なこと

1. 教会員への注意喚起
2. 消毒 ①出席者の手指の消毒 ②教会室内の消毒
3. マスクの使用 4. 換気

B. 教師の感染予防

C. 今、各個教会・伝道所で対応を考えるべきこと

1. 聖餐式の持ち方 2. 礼拝時間
3. 各種集会 4. 食事

D. 今後、考えるべき課題

1. 出席できない方への配慮
2. 感染者、疑感染者への配慮
3. 地域または全国に「緊急事態宣言」が出た場合

A. 今、必要なこと

1. 教会員への注意喚起 ⇒「注意喚起」（一）（二）も参照

- ・持病のある方（心疾患、慢性呼吸器疾患、高血圧、糖尿病等）、高齢の方への配慮。
- ・礼拝出席者の連絡先の完全な把握（感染者が出た時に連絡する必要があるため）
- ・発熱、体調不良の場合は礼拝出席を控えること。
- ・自覚症状のない教会員への注意喚起。
- ・不安を覚えている方への配慮。
- ・デマ、誤情報への注意喚起（ライン、ネット、噂）。以下は主な誤情報。
例「新型コロナウイルスは自分で見分けられる（空咳などで）」
例「熱に弱くお湯を飲めば改善する」「にんにくが良い」
例「再感染した場合、死に至る」

2. 消毒

①出席者の手指の消毒 ⇒アルコール消毒、手洗い

- ・礼拝堂への入室前に行う。
- ・希望者だけでなく、すべての出席者が行う（担当者が確認）。手指の洗浄の徹底。
- ・礼拝前には必ず手指を石鹸等で丁寧に洗って出席ください。それが難しい場合は、スプレーにアルコール度数の高い酒（70%から83%、ウォッカ等）を入れて、手指消毒に使う方法もあります。
- *ただし83%以上の高濃度の酒は、除菌効果を落としてしまうので精製水などで希釈する必要があります。

②教会室内の消毒

- ・ドアノブ、手すりなど、人間の手が触れる場所すべて礼拝前と礼拝後に消毒。
特に礼拝堂の椅子の上部が大切。
- ・トイレ（SARSの時はトイレからも感染）、便座
- ・教会のタオルはすべて除去（タオルは感染源となる）。⇒ペーパータオルとゴミ箱
- ・消毒液は、「次亜塩素酸ナトリウム」（漂白剤、キッチンハイターなどの塩素系）を

希釈して使用（早めに購入の必要）。

・室内の消毒はキッチン用手袋を必ず使用して行う。掃除後は手指洗浄が必要。

3. マスクの使用

・礼拝参加者の賛美や祈り時の飛沫の拡散防止のために有効。

・マスクは出口にゴミ箱を設置して、回収することも有効。ゴムだけを持って外す。

・マスクを外した後は、手指の洗浄が必要（マスクは感染源にもなる）。

4. 換気

・教会の対策でもっとも重要な予防策の一つ。

1～2時間毎に、5分～10分の換気が必要。礼拝開始前と礼拝終了時に行う。

B. 教師の感染予防

「注意喚起（二）」の「教師へのお願い」でも記した通り、教師自身が、自ら感染源とならないように細心の注意を払い、感染予防に努めることが求められる。教師が感染すると、公的礼拝などの教会活動や牧会的配慮の働きに大きな支障をきたし、一定期間、教会堂を使用できない事態も起こりうる。その意味でも、今回の状況の中では、特に、教師の働きと感染予防にも、教会・伝道所は十分に配慮する必要がある。

C. 今、各個教会・伝道所で対応を考えるべきこと

1. 聖餐式の持ち方：注意しながら行うか、休止か
2. 礼拝時間：現状維持か、時間短縮か（讃美歌曲数の減、祈り・説教時間の短縮など）
3. 各種集会、祈禱会、日曜学校など：継続か、休止か
4. 食事：継続か、休止か（教会の食事は特に注意が必要。控えることが望ましい）

D. 今後、考えるべき課題

1. 礼拝出席できない方への配慮

- ①感染リスク回避のために礼拝出席できない方への牧会的配慮の必要。
- ②執り成しの祈り：主日礼拝の中で礼拝出席できない方のために執り成し祈ること。
- ③自宅礼拝の勧め：礼拝出席できない方に、主日礼拝の同じ時刻に、家庭でも、与えられた御言葉を読み、讃美と祈りをもって礼拝の時を過ごすことを勧めること。
- ④自宅礼拝できるための工夫：教会から、週報・説教原稿・CDを届けることや、インターネットでの礼拝配信など、それぞれの教会の現状に合わせて、離れていても共に礼拝できる工夫をすること。
- ⑤その他：礼拝出席者でも、ひとり暮らしの方への特に牧会的配慮の必要。

2. 感染者、疑感染者への配慮

【教会員の中に「感染者」「疑感染者」（感染が疑わしいものの未検査で確定できないケース）が発生した場合】

- ①当事者の方には礼拝出席を停止していただくこと。
- ②可能なら、当事者への直接の訪問は避け、電話やメールなど、そのほかの手段で連絡を取ること。その際、決して差別などが起こらないように本人や教会員への十分な牧会的な配慮が必要。どうしても牧会的な訪問が必要な場合、専門家の助言を受け、十

分な準備、防護策を講じた上で訪問すること。

【教会員の家族の中に「感染者」あるいは「疑感染者」が出た場合】

この場合の教会員の礼拝出席に関しては、その家族を直接知る個々の教会・伝道所、とりわけ牧会者の判断に任せられる。

*厚生労働省ホームページ「疑感染者が出た場合の家庭内での注意事項」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

【礼拝出席者に「感染者」が発生した場合】

- ①その場合は、保健所の指導に服することになる。
- ②礼拝出席者はすべて「濃厚接触者」として一定期間、行動観察と自粛が求められる。
- ③教会施設を一時的に、一定の期間（最低二週間）閉鎖することも起こり、教会施設で礼拝ができない事態も起こりうる。
- ④その中で、主日礼拝をどのように行うことが可能であるか検討する必要がある。
- ⑤以上の場合、一教会、伝道所ですべてのことを判断することは避けて、早急に中会常任書記と当委員会に連絡を入れて、保健所の助言も受けて対応することが望ましい。

3. 地域または全国に「緊急事態宣言」が出た場合

【緊急事態宣言】

現在、政府は「新型インフルエンザ等対策特別措置法案」の改正を目指す考えを示している。この改正案が成立すれば政府は、感染症拡大防止のため、「緊急事態宣言」を出すことが可能となり、教会施設での礼拝行為が禁止される事態も起こりえる。

【教会の根拠：教会の生命である主日礼拝】

基本的に、教会は、神の言葉に従って、主日の礼拝を止めることはできない。たとえ、建物を物理的に閉鎖したとしても、「礼拝共同体」である教会は、主日に父・子・聖霊なる神を礼拝することを止めることはしない。主日の礼拝は、教会の生命だからである。

【教会の責任：教会の感染予防への責任】

同時に、教会（小会）と伝道所委員会（宣教教師）は、教会に集う方々の霊肉の命を感染から守る責任がある。

【教会施設閉鎖の命令が出た場合の「基本線」】

教会は、自らの自律性を重んじ、教会の根拠と責任に基づいて、主体的に決断する。その上で、安全のために教会施設閉鎖の決断もありうる。しかしその場合でも、主日には、教会で、牧師とその家族、あるいは少数の代表者で、公同礼拝をささげ、集うことのできない教会員も、主日の同じ時刻に、各家庭で、あるいは一人で、共に礼拝をささげることができる。そこには、主の霊が宿る教会の生命が脈々と続いている。

*今後、緊急事態が起きた場合の対応は、基本的に大会常任書記団に委ねられます。

おわりに

そのような中でこそ、教会が神を礼拝し、主から来る慰めと望みを祈り求め、特に、弱い立場に置かれた困窮する人々を支え、隣人と地域社会と国と世界のために執り成し、祈り続けることは、神から託された「教会の使命」と考えます。

主の受難を覚えるレントの季節、私たちの罪の重荷を担って十字架に向かって歩いてゆかれた主の御足の跡を、教会も自らの十字架を担って辿ります。それは、私たちの病を癒し、新しい命に甦らせるための主の歩みです。